

大阪府指定出資法人の人事、報酬等に関する取扱要領

(平成 4 年 4 月 1 日制定)
(平成 5 年 8 月 30 日一部改正)
(平成 8 年 2 月 19 日一部改正)
(平成 9 年 6 月 1 日一部改正)
(平成 10 年 8 月 6 日一部改正)
(平成 11 年 3 月 12 日一部改正)
(平成 11 年 5 月 1 日一部改正)
(平成 12 年 3 月 15 日一部改正)
(平成 12 年 4 月 13 日一部改正)
(平成 13 年 3 月 26 日一部改正)
(平成 14 年 3 月 25 日一部改正)
(平成 14 年 11 月 6 日一部改正)
(平成 14 年 12 月 17 日一部改正)
(平成 15 年 3 月 26 日一部改正)
(平成 15 年 11 月 28 日一部改正)
(平成 16 年 4 月 1 日一部改正)
(平成 17 年 4 月 1 日一部改正)
(平成 18 年 3 月 31 日一部改正)
(平成 18 年 9 月 22 日一部改正)
(平成 18 年 12 月 27 日一部改正)
(平成 19 年 3 月 20 日一部改正)
(平成 19 年 4 月 2 日一部改正)
(平成 20 年 4 月 1 日一部改正)
(平成 20 年 4 月 11 日一部改正)
(平成 20 年 8 月 1 日一部改正)
(平成 21 年 6 月 4 日一部改正)
(平成 21 年 9 月 25 日一部改正)
(平成 22 年 4 月 1 日一部改正)
(平成 23 年 3 月 23 日一部改正)
(平成 23 年 4 月 1 日一部改正)
(平成 23 年 9 月 27 日一部改正)
(平成 24 年 4 月 2 日一部改正)
(平成 24 年 4 月 27 日一部改正)
(平成 25 年 4 月 1 日一部改正)
(平成 26 年 4 月 1 日一部改正)
(平成 26 年 9 月 24 日一部改正)
(平成 28 年 4 月 1 日一部改正)
(平成 28 年 11 月 1 日一部改正)
(平成 29 年 4 月 1 日一部改正)
(平成 30 年 4 月 1 日一部改正)
(平成 30 年 6 月 26 日一部改正)
(平成 31 年 4 月 1 日一部改正)
(令和 2 年 4 月 1 日一部改正)
(令和 2 年 6 月 1 日一部改正)
(令和 2 年 10 月 1 日一部改正)
(令和 2 年 11 月 30 日一部改正)

(令和3年4月1日一部改正)
(令和4年4月1日一部改正)
(令和5年4月1日一部改正)
(令和5年5月1日一部改正)
(令和6年4月1日一部改正)
(令和7年4月1日最終改正)

1 趣旨

この要領は、大阪府出資法人の設立及び運営指導等に関する事務要綱（以下「要綱」という。）第2条第2項に規定する指定出資法人（以下「指定出資法人」という。）の役職員の人事並びに報酬及び給与等に関する事務の指導及び調整に係る基準を定めるものとする。

2 定義

(1) 役員

この要領において「役員」とは、法人の定款に定める役員の職にある者で、当該法人から報酬を支給され、又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年10月30日大阪府条例第71号。以下「派遣条例」という。）第4条に規定する給与を支給され、かつ、常勤であるものをいう。

(2) 職員

この要領において「職員」とは、法人の内部規程に基づき、給与（名称の如何を問わず、労働の対償として支給されるすべてのものをいう。）を支給され、かつ常勤（フルタイム）で勤務するものをいう。

(3) 府退職者等

府の管理職の職員であった者若しくは府の勤続期間が20年以上の職員であった者（離職後10年を経過し、又は年齢が70年を超える者を除く。以下「府退職者」という。）又は府の管理職の職員若しくは府の勤続期間が20年以上である職員をいう。

3 指導及び調整

所管部局長は、府職員との均衡、法人の特性等に配慮して、指定出資法人の役職員の人事並びに報酬及び給与等の取扱いについて、この要領に定める基準に従って適切な指導及び調整を行うものとする。

4 役員の在任期間

府退職者の同一法人における役員の在任期間は、原則として、選任後5年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会、定時社員総会、定時評議員会の終結の時を限度とする。

5 役員等の報酬等

(1) 役員

ア 役員（府から派遣条例第4条に規定する給与を支給されている者を除く。）には報酬を支給する。

イ 役員には、指定出資法人の役員の報酬等に関する規程に基づき、期末手当及び通勤手当を支給することができるものとする。

ウ 府退職者の役員及び府退職者等を対象に含む公募により選任された役員の報酬は、次に定めるところにより決定するものとする。

(ア) 報酬月額については、別表に掲げる報酬年額の範囲内において、指定出資法人の

役員の報酬等に関する規程に基づき、決定するものとする。

- (イ) 報酬の改定については、別表の改定に準じて行うものとする。なお、改定に際しては、当該法人の経営状況を考慮するものとする。
- (ウ) 役員が月の途中で就任又は退任した場合における当該月の報酬月額は、(ア)及び(イ)による報酬月額をもとに、日割計算によって算出した額とする。

日割計算による算出の方法は、当該月の日数を分母とし、就任時にあっては当該月の日数から就任日を減じた日数に1日を加算して算出した日数を分子とし、退任時にあっては退任日を分子とする分数に報酬月額を乗じるものとする。

エ 府退職者の役員及び府退職者等を対象に含む公募により選任された役員以外の役員の報酬については、指定出資法人の実情及び府退職者の役員との均衡等を考慮の上、定めるものとする。

オ 役員業績評価制度に基づいて評価結果を報酬に反映する役員の報酬については、別表に掲げる報酬年額に100分の105又は100分の95を乗じて得た額の範囲内とする。

なお、役員業績評価制度に評価結果を報酬に反映する役員のうち、前年度の業績等を踏まえ、自主的に役員の報酬を減額している法人にあっては、ウ又はエによる報酬年額は、減額前の報酬年額とする。ただし、自主的に役員の報酬を減額している金額が減額前の報酬年額に100分の5を乗じた額を超えるものにあつては、すでに役員業績評価制度に基づいて評価結果を報酬に反映したものとみなす。

(2) 職員

職員の給与等は、指定出資法人の職員の給与等に関する規程に基づき支給するものとする。

6 役員等の退職手当

(1) 役員

退職手当は、支給しないものとする。

(2) 職員

職員の退職手当の額は、指定出資法人の退職手当に関する規程で定める額とする。

7 役員及び職員のうち、府から派遣されている者の報酬等に関する特例

- (1) 報酬、期末手当及び通勤手当並びに給与は、府の職員として支給されるべき給与を下回らないよう、指定出資法人の定めるところによるものとする。
- (2) 派遣条例第4条に規定する府から派遣されている者の給与は、府が給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当を支給するものとする。
- (3) 期末手当及び勤勉手当の支給の基礎となる期間の算定に当たっては、府における当該期間を通算するものとする。
- (4) 府の職員として受けるべき給与の改定、昇給及び手当の変更がある場合は、その都度、これに準じて報酬及び給与の改定を行うものとする。

8 自立化法人及びその他の出資法人の取扱い

要綱第2条第3項に規定する自立化法人及び同条第4項に規定するその他の出資法人の役員及び職員で、府の退職者又は府から派遣されている者に係る報酬、給与等については、原則として、この要領に準じて取り扱うものとする。

9 その他

- (1) 所管部局長は、この要領の実施に当たり、指定出資法人における人事並びに報酬及び給与等に関する規程等を改正する必要があるときは、この要領に定めるところにより、速やかに改正するよう当該指定出資法人を指導するものとする。

- (2) 所管部局長は、この要領により難い場合は、その都度、財務部長に協議するものとする。
- (3) この要領の実施に関して必要な事項は、財務部長が別に定める。

別表

法人名	役職名	報酬年額
(公財)大阪国際平和センター	業務執行理事	769 万円
(株)大阪国際会議場	専務取締役	808 万円
(公財)大阪府国際交流財団	常務理事	817 万円
大阪信用保証協会	理事長	1,085 万円
大阪信用保証協会	常務理事	868 万円
(公財)西成労働福祉センター	業務執行理事	959 万円
(一財)大阪府みどり公社	理事長	910 万円
(株)大阪鶴見フラワーセンター	代表取締役社長	860 万円
(株)大阪鶴見フラワーセンター	常務取締役	688 万円
(公財)大阪府都市整備推進センター	理事長	960 万円
(公財)大阪府都市整備推進センター	常務理事	768 万円
大阪府道路公社	理事長	910 万円
大阪府道路公社	専務理事	728 万円
大阪モノレール(株)	代表取締役社長	1,010 万円
大阪モノレール(株)	代表取締役専務	909 万円
大阪モノレール(株)	常務取締役	808 万円
大阪外環状鉄道(株)	代表取締役社長	860 万円
大阪外環状鉄道(株)	常務取締役	688 万円
大阪府土地開発公社	理事長	860 万円
大阪府土地開発公社	常務理事	688 万円
堺泉北埠頭(株)	代表取締役社長	985 万円
堺泉北埠頭(株)	常務取締役	788 万円
大阪府住宅供給公社	理事長	1,010 万円
大阪府住宅供給公社	常務理事	808 万円

附 則

(施行期日等)

- この要領は、平成4年4月1日から施行する。
- 大阪府の外郭団体等の役員及び管理職の職員の人事及び給与に関する取扱方針（昭和53年9月1日制定）は、廃止する。

附 則（平成5年8月30日改正）

この要領は、平成5年9月1日から施行する。

附 則（平成8年2月19日改正）

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年6月1日改正）

この要領は、平成9年6月1日から施行する。

附 則（平成10年8月6日改正）

この要領は、平成 10 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 12 日改正）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。ただし、「4 役員等の在職期間」の(1)の改正規定は、平成 11 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2

- (1) 平成 11 年 7 月 1 日において、改正後の大阪府特定法人の人事、給与等に関する取扱要領（以下「新要領」という。）の「4 役員等の在職期間」の(1)に定める在職限度を超えている者については、平成 11 年度において当該在職限度を超えたものとみなして新要領の「4 役員等の在職期間」の(1)を適用する。

- (2) 平成 11 年 6 月 30 日までの間において改正前の大阪府特定法人の人事、給与等に関する取扱要領（以下「旧要領」という。）の「4 役員等の在職期間」の(1)に定める在職期間については、なお従前の例による。

- 3 平成 11 年 4 月 1 日から平成 13 年 3 月 31 日までの間において新要領の「5 役員の報酬等」(1)ウ(ア)②及び別表第 1 並びに別表第 2 の規定による報酬月額から算定した報酬年額の上限額が旧要領の「5 役員の報酬等」(1)ウ(ア)②の規定による報酬月額から算定した報酬年額の上限額を超える場合においては、新要領の「5 役員の報酬等」(1)ウ(ア)②及び別表第 1 並びに別表第 2 の規定にかかわらず、旧要領の規定による報酬年額の上限額を 1 6 . 9 5 で除した額をもって報酬月額の上限額とする。

- 4 平成 11 年 3 月 31 日において在職する役員で、同年 4 月 1 日以後も引き続き在職する者の同 3 月 31 日までの在職期間に係る退職手当については、同日における報酬月額に当該在職期間の年数を乗じて得た額の範囲内において、支給することができるものとする。

附 則（平成 11 年 5 月 1 日改正）

この要領は、平成 11 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 15 日改正）

この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 4 月 13 日改正）

この要領は、平成 12 年 4 月 13 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 26 日改正）

この要領は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正規定中「(株)テレコムリンク」は、平成 13 年 4 月 11 日から削除する。

附 則（平成 14 年 3 月 25 日改正）

この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 11 月 6 日改正）

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 12 月 17 日改正）

この要領は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 26 日改正）

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 11 月 28 日改正）

この要領は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 4 月 1 日改正）

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 4 月 1 日改正）

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日改正）

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 9 月 22 日改正）

この要領は、平成 18 年 9 月 22 日から施行する。

附 則（平成 18 年 12 月 27 日改正）

この要領は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 20 日改正）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、「5 役員の報酬等」(1)ウ(ア)②ただし書は、平成 19 年 3 月 20 日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成 19 年 3 月 20 日から同月 31 日までの間において、平成 19 年 4 月以降の報酬月額について、「5 役員の報酬等」(1)ウ(ア)②ただし書の規定による協議を行う場合の改正後の大阪府特定法人の人事、給与等に関する取扱要領（以下「新要領」という。）の「5 役員の報酬等」(1)ウ(ア)②ただし書の適用については、「別表第 1 及び別表第 2」とあるのは「平成 19 年 3 月 20 日付けで改正された大阪府特定法人の人事、給与等に関する取扱要領の改正附則別表第 1 及び改正附則別表第 2」とする。
- 3 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間における新要領の「5 役員の報酬等」(1)ウ(ア)②の適用については、「5 役員の報酬等」(1)ウ(ア)②中「別表第 1」とあるのは「平成 19 年 3 月 20 日付けで改正された大阪府特定法人の人事、給与等に関する取扱要領（以下「平成 19 年改正要領」という。）の改正附則別表第 1」と、「別表第 2」とあるのは「平成 19 年改正要領の改正附則別表第 2」とする。
- 4 改正前の大阪府特定法人の人事、給与等に関する取扱要領における団体区分が A 又は B の法人であって、新要領における団体区分が B 又は C のもの（改正前の要領における団体区分と新要領における団体区分が同一のものを除く。）の団体区分については、平成 21 年 3 月 31 日までの間に限り、新要領における団体区分にかかわらず、平成 19 年 3 月 31 日における団体区分とする。

附則別表第 1 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間における基準額

団体区分		A	B	C
役員区分				
1	理事長、社長 等	月額 663,000 円	月額 613,000 円	月額 582,000 円
2	副理事長、副社長 専務理事、専務取締役 常務理事、常務取締役 等	月額 565,000 円	月額 538,000 円	月額 517,000 円
3	理事、取締役 監事、監査役 等	月額 503,000 円	月額 489,000 円	月額 474,000 円

附則別表第 2 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間における基準額

団体区分	A	B	C
代表者に次いで事務執行に当 たる職	月額 613,000 円	月額 575,000 円	月額 549,000 円

附 則（平成 19 年 4 月 2 日改正）

この要領は、平成 19 年 4 月 2 日から施行する。

附 則（平成 20 年 4 月 1 日改正）

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 4 月 11 日改正）

この要領は、平成 20 年 4 月 11 日から施行する。

（施行期日）

1 この要領は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 平成 20 年 8 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間における新要領の「5 役員の報酬等」(1)ウ(ア)②の適用については、「5 役員の報酬等」(1)ウ(ア)②中「別表第 1」とあるのは「平成 20 年 8 月 1 日付けで改正された大阪府特定法人の人事、給与等に関する取扱要領（以下「平成 20 年改正要領」という。）の改正附則別表第 1」と、「別表第 2」とあるのは「平成 20 年改正要領の改正附則別表第 2」とする。

附則別表第 1 平成 20 年 8 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間における基準額

団体区分 役員区分		A	B	C
1	理事長、社長 等	月額 570,180 円	月額 513,420 円	月額 485,040 円
2	副理事長、副社長 専務理事、専務取締役 常務理事、常務取締役 等	月額 455,800 円	月額 433,440 円	月額 422,260 円
3	理事、取締役 監事、監査役 等	月額 418,605 円	月額 418,605 円	月額 418,605 円

附則別表第 2 平成 20 年 8 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間における基準額

団体区分	A	B	C
代表者に次いで事務執行に当 たる職	月額 513,420 円	月額 473,000 円	月額 453,220 円

附 則（平成 21 年 6 月 4 日改正）

この要領は、平成 21 年 6 月 4 日から施行する。

附 則（平成 21 年 9 月 25 日改正）

この要領は、平成 21 年 9 月 25 日から施行する。

附 則（平成 22 年 4 月 1 日改正）

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 23 日改正）

（施行期日）

1 この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、「5 役員の報酬等」(1)ウ(ア)ただし書は、平成 23 年 3 月 23 日から施行する。

（経過措置）

2 平成 23 年 3 月 23 日から同月 31 日までの間において、平成 23 年 4 月以降の報酬年額について、「5 役員の報酬等」(1)ウ(ア)ただし書の規定による協議を行う場合の改

正後の大阪府指定出資法人の人事、給与等に関する取扱要領（以下「新要領」という。）の「５ 役員の報酬等」(1)ウ(ア)ただし書の適用については、「別表」とあるのは「平成 23 年 3 月 23 日付けで改正された大阪府指定出資法人の人事、給与等に関する取扱要領（以下「平成 23 年改正要領」という。）の改正附則別表」とする。

- 3 平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間における新要領の「５ 役員の報酬等」(1)ウ(ア)の適用については、「５ 役員の報酬等」(1)ウ(ア)中「別表」とあるのは「平成 23 年改正要領の改正附則別表」とする。

附則別表 平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間における基準額

法人名	役職名	報酬年額
(財)大阪府育英会	理事長	816 万円
(財)大阪国際平和センター	常務理事	670 万円
(財)大阪府国際交流財団	常務理事	723 万円
(株)大阪国際会議場	専務取締役	691 万円
(財)大阪産業振興機構	理事長	850 万円
(財)大阪府産業基盤整備協会	理事長	750 万円
(公財)千里ライフサイエンス振興財団	専務理事	760 万円
大阪府中小企業信用保証協会	理事長	950 万円
大阪府中小企業信用保証協会	専務理事	855 万円
(財)西成労働福祉センター	専務理事	760 万円
(財)大阪府みどり公社	理事長	850 万円
(株)大阪府食品流通センター	代表取締役社長	816 万円
(株)大阪鶴見フラワーセンター	代表取締役社長	905 万円
大阪高速鉄道(株)	代表取締役社長	950 万円
大阪高速鉄道(株)	代表取締役専務	855 万円
大阪高速鉄道(株)	常務取締役	760 万円
大阪府道路公社	理事長	816 万円
大阪府道路公社	専務理事	671 万円
大阪府土地開発公社	理事長	862 万円
大阪府土地開発公社	常務理事	689 万円
堺泉北埠頭(株)	代表取締役社長	850 万円
大阪府都市開発(株)	代表取締役社長	1,050 万円
大阪府都市開発(株)	代表取締役専務	945 万円
大阪府都市開発(株)	常勤監査役	662 万円
大阪外環状鉄道(株)	代表取締役社長	850 万円
大阪外環状鉄道(株)	常務取締役	691 万円
(財)大阪府都市整備推進センター	理事長	850 万円
(財)大阪府都市整備推進センター	常務理事	691 万円
大阪府住宅供給公社	理事長	1,000 万円
大阪府住宅供給公社	常務理事	800 万円
(財)大阪府タウン管理財団	理事長	900 万円

(財)大阪府タウン管理財団	常務理事	720 万円
(公財)大阪府文化財センター	専務理事	807 万円

附 則（平成 23 年 4 月 1 日改正）

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 9 月 27 日改正）

この要領は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 2 日改正）

この要領は、平成 24 年 4 月 2 日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 27 日改正）

この要領は、平成 24 年 4 月 27 日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 1 日改正）

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日改正）

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 9 月 24 日改正）

この要領は、平成 26 年 9 月 24 日から施行し、改正後の別表における大阪信用保証協会に係る規定は、平成 26 年 5 月 19 日から適用する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日改正）

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 11 月 1 日改正）

この要領は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 4 月 1 日改正）

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 4 月 1 日改正）

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 6 月 26 日改正）

この要領は、平成 30 年 6 月 26 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 1 日改正）

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日改正）

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月 1 日改正）

この要領は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 10 月 1 日改正）

この要領は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 11 月 30 日改正）

（施行期日等）

1 この要領は、令和 2 年 11 月 30 日から施行し、改正後の別表における（公財）大阪府都市整備推進センターに係る規定は、令和 2 年 10 月 1 日から適用する。

（報酬年額に関する特例）

2 改正後の別表の規定にかかわらず、令和 2 年度における（公財）大阪府都市整備推進センターの役員の報酬年額は、理事長 875 万円、常務理事 700 万円とする。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日改正）

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日改正）

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和５年４月１日改正）

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和５年５月１日改正）

この要領は、令和５年５月１日から施行する。

附 則（令和６年４月１日改正）

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和７年４月１日改正）

この要領は、令和７年４月１日から施行する。